

住宅リフォーム工事の例

	No.	対象事例	備考
対象 工事	1	既存住宅の新築、増築、改築、減築工事	建築確認が必要なものは、 建築確認済証及び検査済証 の写しが必要
	2	浴室、キッチン、洗面室、トイレのリフォーム	水洗化工事も対象
	3	給排水衛生設備工事	
	4	給湯設備工事、暖房設備工事	ポータブルなものは除く
	5	換気設備工事	
	6	電気設備工事（エアコン設置・照明器具取替等を含む、電気スタンド購入は除く）	設備が家屋に固定されるものを対象とする
	7	屋根のふき替えや塗装工事	軒天井、破風板、鼻隠しを含む、外壁も可
	8	部屋の間仕切りの変更工事	
	9	床材、内壁材、天井材の張り替えや塗装等の内装工事	フローリング、床暖房工事 も可
	10	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	
	11	ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え（表替え、裏返しを含む）	
	12	建具・開口部の取り替えや新設工事	
	13	造り付け収納家具工事（造作大工工事が伴うもの）	
	14	太陽光発電設置工事、高効率給湯器設置工事、オール電化改修工事	
対象 外 工事	15	家屋から独立した車庫・物置、倉庫等の工事	一体の車庫・物置は対象
	16	店舗、工場、事務所等のリフォーム	
	17	門塀、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	
	18	電話、インターネット、テレビアンテナの設置・配線工事	
	19	家庭電化製品、家具等の購入及び設置の費用	
	20	害虫駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布	
	21	ハウスクリーニング、排水管清掃等	
	22	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	
	23	国等及び上ノ国町から補助金、交付金等の交付を受けて改修工事を併せて行う場合は、その改修工事対象額	

※この一覧表は例であり、個別の工事内容の判断は上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱に基づき行いますので、必ず事前にお問い合わせ願います。

申請窓口（問合せ先）

上ノ国町役場 施設課土木建築グループ

電話 0139-55-2311